

志情審査第1号
平成31年4月19日

志木市長 香川 武文 様

志木市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 五 十 嵐 紀 男

平成31年1月31日付け志窓第184号で諮問のあった事案について、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

(別紙)

答 申

第1 当審査会の結論

本件審査請求の対象となった平成30年8月13日付け審査請求人の個人情報開示請求に対して、平成30年8月22日付け志窓第86号により志木市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）については、結論として妥当であり、これを取り消すべき事由は見出されない。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、平成30年8月14日付けで、志木市個人情報保護条例（平成16年条例第16号。以下「条例」という。）17条1項の規定に基づき、志木市長（以下「実施機関」という。）に対し、

「平成30年8月13日付、戸籍附票取得制限がDV支援措置との件について。①適用した法律（例：配防法であれば何条に該当するのか？） ②私の妻：〇〇〇〇〇の供述内容の記録 ③供述した相談機関又は団体の名称 ④供述聴取による志木市としての判断事由」

（以下、上記①ないし④をそれぞれ、「対象情報①」、「対象情報②」、「対象情報③」及び「対象情報④」といい、これらを総称して「本件各対象情報」という。）

につき、個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求にかかる情報はいずれも条例19条1号（法令の規定により開示することができないとされる情報）に該当するとし、さらに具体的には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）2条及び23条の規定により開示することができない情報に該当するものとして、平成30年8月22日付けで全面不開示を内容とする原処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、原処分を取り消した上で本件各対象情報を公開するとの裁決を求めて、平成30年11月21日付けで、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、平成31年1月31日付けで、条例45条1項に基づき、当審査会に対し、本件審査請求にかかる諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

本件審査請求の理由の要旨は、以下の通りである。

- 1 原処分は、審査請求人が「DV加害者」と見做した上でなされているが、審査請求人自身は「DVではないとの確証が」あり、「妻に一切の暴力を行っていない」ので、配偶者暴力防止法2条及び23条に該当しないから、本件各対象情報の開示を受ける権利がある。
- 2 審査請求人は「DV加害者扱い」されていることにより損失を受ける等し「人権問題」が生じている状況下で、実施機関が「DV加害者と見なした当事者への説明責任を回避していることは不当である」。

第4 実施機関の弁明

実施機関は、原処分を維持すべきとし、理由説明書及び審査会の意見聴取において概要以下の通り弁明した。

- 1 前掲の通り、本件各対象情報はいずれも、条例19条1号の「法令の規定により開示することができないとされる情報」に該当する。そして、本件の場合、「法令」とは、配偶者暴力防止法2条及び23条を指す。
- 2 本件各対象情報については、いずれもそれを開示した場合においては、配偶者暴力防止法2条で課せられた「地方公共団体の責務」及び同法23条1項で定められた「職務関係者による配慮等」の義務に反するものと認められるため、これらの規定により「開示することができない情報」に該当する。

第5 当審査会の判断

- 1 審査請求人の前記主張、実施機関の前記弁明及び一件記録によると、以下の事実が認められる。
 - (1) 平成30年6月6日、審査請求人が志木市総合窓口課において、自己を筆頭者とする戸籍につき妻子の分を含む附票を交付されたい旨を申し出たのに対し、同課において妻子の分の附票は交付できない旨を回答した。
その後も、審査請求人から再度同様の申出がなされ、同課において同様の対応を行ったことが認められる。
 - (2) 同年8月13日、審査請求人は、志木市政策推進課、総務課、総合窓口課及び子ども家庭課の各窓口において、自己に関連する「DV支援措置の解除」を主眼とする相談等を行い、各窓口においては同解除にかかる対応はできかねる旨の対応を行った。
 - (3) 同月14日、審査請求人は、本件開示請求手続を行った。
 - (4) 同月22日、実施機関は原処分を行い、翌23日付けでこれを審査請求人

に対して通知した。

- (5) 同月25日、審査請求人は上記通知を受領し、原処分があったことを知った。
- (6) 同年11月21日、審査請求人は、原処分に対する同日付け審査請求書(以下「旧審査請求書」という。)を実施機関の窓口である志木市総務課に提出し、同課において同日付けでこれを受理した。
- (7) 同月27日、志木市総務課は、上記審査請求書の内容に不備があったとして、審査請求人に対して補正を求めた。
- (8) 同年12月12日、審査請求人は上記不備の指摘に対応したものとする同日付け審査請求書(以下「現審査請求書」という。)を志木市総務課に提出し、同課は同日付けで受理した。
- (9) 平成31年1月11日、実施機関は現審査請求書の記載内容にさらに不備を見出したとして審査請求人に対して電話で連絡してその了承を得た上、職権で同審査請求書に手書きで加入削除する形式で該当部分を訂正した。
- (10) 平成31年1月31日、実施機関は、当審査会に対し、本件審査請求にかかる諮問を行った。

2 関係法令について

- (1) 条例17条1項は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」旨を規定している。

本件開示請求は同項を根拠として行われたものであるところ、同項の開示対象は、(a)「当該実施機関の保有する」、(b)「自己を本人とする」、(c)「保有個人情報」である。

- (2) このうち、(a)(c)については、条例2条6項において、「『保有個人情報』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(志木市情報公開条例(平成16年志木市条例第15号)第2条第2項に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る」との定義がなされている。

3 以上の事実関係と関係法令を基に、当審査会において検討した結果は、以下の通りである。

(1) 対象情報①

「適用した法律(例:配防法であれば何条に該当するのか?)」の開示を求める点については、実質的には、本件開示請求以前になされた戸籍附票の不交付の取扱いの根拠法令の開示を求める内容と解されるが、前掲の通り、実施機関が配偶者暴力防止法2条及び23条に基づく取扱いである旨を原

処分の決定通知書の「開示しない理由」欄に記載して明らかにしているところであるから、対象情報①は開示済みである。

(2)対象情報②

妻の「供述内容の記録」の開示を求める点については、対象供述者がまさに審査請求人の「配偶者」であること及び配偶者暴力防止法2条及び23条に基づいて実施機関が負う各責務・義務との関係を踏まえれば、条例19条1号（法令の規定により開示することができないとされる情報）に該当するとの実施機関の判断に違法・不当な点はない。

加えて、実施機関の説明によると、審査請求人の妻の「供述内容の記録」はそもそも実施機関において妻の事情聴取を行っていないので実施機関の保有個人情報の中には存在しないというのであるから、不開示の理由を端的に「当該情報を保有していない。」とすべきであったといえるが、いずれにしても不開示処分の結論の妥当性に影響はない。

(3)対象情報③

妻の供述を聴取等した「相談機関又は団体の名称」の開示を求める点については、対象情報②と相まって、配偶者暴力防止法2条及び23条に基づく各責務・義務との関係で条例19条1号に該当するとの実施機関の判断に違法・不当な点はなく、また、当該情報が実施機関の保有個人情報として存在しない点についても、上記(2)において述べたことがそのまま妥当する。

(4)対象情報④

「(妻の)供述聴取による志木市としての判断事由」の開示を求める点については、対象情報②③と相まって、条例19条1号に該当するとの実施機関の判断に違法・不当な点はなく、保有個人情報として存在しない場合の帰結も上述した通りである。

- 4 以上検討したとおり、本件審査請求は理由がないと認められるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）45条2項に基づいて棄却裁決がなされるべきであると思料する。

第6 参考事項

1 審査請求の時期について

本件においては、審査請求人は、前記第5の1(5)記載のとおり、平成30年8月25日付けで原処分があったことを知ったものであるところ、同1の(8)記載のとおり、現審査請求書は同年12月12日付けで受理されているので、一見すると、行審法18条1項本文に定める審査請求提起期間「3ヶ月間」を徒過しており、本件審査請求は不適法である疑いが生じる。

しかし、前記第5の1(6)記載のとおり、本件においては、同年11月2

1日に旧審査請求書が審査請求人によって提出されて同日付けで実施機関に受理されており、旧審査請求書から現審査請求書への差替えは志木市総務課による一連の窓口指導（補正指示）に基づいてなされたものと認められることは既述のとおりであるので、現審査請求書は旧審査請求書の補正申立書（行審法23条参照）として取り扱うのが相当である。

なお、受理日を現審査請求書の同年12月12日としても、本件の前記経過からすれば、審査請求期間を徒過したことについて行審法18条1項ただし書きの「正当な理由」が存在すると見ることが可能であり、いずれにしても、本件審査請求は不適法であることを理由に却下（行審法45条1項）されるべきではないと判断した。

2 審査経過

本件審査請求についての当審査会の審査経過は、以下のとおりである。

年 月 日	内 容
平成31年3月22日	審査会を開催（実施機関から意見聴取・審査）
平成31年4月10日 （この間）	第一次答申案の作成 （電話、メール等で協議）
平成31年4月19日	答申

平成31年4月19日

志木市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 五十嵐 紀 男

委員 関 聡 介

委員 新 井 幸 好